

別記様式1（第4条関係）

令和　年　月　日

西宮市長 石井 登志郎 様

申請者 住 所
会 社 名
代表者名

官民協働による「西宮市ハローごみ」共同発行事業に係る
企画提案参加申込書

官民協働による「西宮市ハローごみ」共同発行事業に係る企画提案について、参加の申込みを行います。

また、本書に添付して提出する書類の記載内容については、全て事実と相違ありません。

担当者

電話番号（代表・直通）

F A X

E-mail

別記様式2（第6条第5項関係）

西美企発第 号
令和3年8月 日

様

西宮市長 石井 登志郎

官民協働による「西宮市民ハローごみ」共同発行事業に係る
企画提案審査結果について

標記の件について、次のとおり通知します。

【審査結果】

貴社が官民協働による「西宮市ハローごみ」共同発行事業者に決定しました。

契約等の手続きにつきましては、改めてご連絡いたします。

担当)

西宮市環境局環境事業部美化企画課
総務チーム 電話 0798-35-1571
FAX 0798-35-5851

別記様式3（第6条第5項関係）

西美企発第 号
令和3年8月 日

様

西宮市長 石井 登志郎

官民協働による「西宮市ハローごみ」共同発行事業に係る
企画提案審査結果について

標記の件について、次のとおり通知します。

【審査結果】

このたびの官民協働による「西宮市ハローごみ」共同発行事業者には決定されませんでした。

担当)

西宮市環境局環境事業部美化企画課

総務チーム 電話 0798-35-1571

FAX 0798-35-5851

別記様式4（第7条第2項関係）

誓 約 書

西宮市との「官民協働による『西宮市ハローごみ』共同発行事業（以下、「本事業」という。）」に係る業務の実施に当たり、下記のとおり誓約する。また、西宮市長がこの誓約書の写し及び役員等の名簿、その他西宮市長が必要と認める書類の写しを、必要に応じて兵庫県西宮警察署長又は兵庫県甲子園警察署長（以下「警察署長」という。）に提供すること、西宮市長が警察署長に下記2のことについて意見聴取（文書照会）することに同意する。

記

- 1 市税等の滞納をしていないこと。
- 2 西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第67号。以下、「条例」という）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- 3 本事業に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、上記1及び2に該当する者をその受託者としないこと。また、その第三者が別の第三者を受託者とする場合など業務の一部を受託するすべての第三者についても、上記1及び2に該当する者をその受託者としないよう指導すること。
- 4 本事業の業務の一部を受託するすべての第三者に対しては、この誓約書の趣旨を説明のうえ、誓約書及び役員名簿等の書類を求め、速やかに市に提出すること。
- 5 この誓約書に違反したときには、協定の解除及び解除の事実についての公表など、市が行う一切の措置について異議を唱えないこと。

令和 年 月 日

西宮市長 様

共同発行事業者

住 所（所在地）

氏 名（法人名及び代表者氏名）

（自署）

西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員　法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者　次に掲げるいずれかに該当するものをいう。
 - ア　暴力団員が役員（法第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）となり、又は実質的に経営に関与している事業者
 - イ　暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している事業者
 - ウ　次に掲げる行為をした事業者（事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者）
 - (ア)　自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為
 - (イ)　暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為
 - (ウ)　(ア)又は(イ)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為
 - エ　アからウまでに掲げるいずれかに該当するものであることを知りながら、これを利用している事業者
- (4) 関係機関等　法第32条の3第1項の規定により兵庫県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団の排除のための活動を行う機関又は団体をいう。

別記様式5（第9条第2項関係）

誓 約 書

令和 年 月 日

西宮市長 宛

〇〇〇〇〇〇〇〇〇（〇〇市〇〇区〇〇町〇〇 以下、「本市共同発行事業者」とする）が募集する「西宮市ハローごみ」への広告掲載を申し込むにあたり、西宮市が広告掲載を決定する際に必要とする事項につき、下記のとおり誓約する。

記

- 1 市税等の滞納をしていないこと。
- 2 西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第67号。以下、「条例」という）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、又は同条第3号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- 3 上記2のことについて、西宮市長が兵庫県西宮警察署長又は兵庫県甲子園警察署長に意見聴取（文書照会）するために、役員等の名簿、その他必要と認められる書類の写しの提出を求めた場合はこれに応じること。
- 4 この誓約書に違反したときには、本市共同発行事業者との広告掲載契約の解除や、西宮市長の行う一切の措置について異議を唱えないこと。

| 広告掲載申込者 | 西宮市使用欄 |
|---|--------|
| 住所（所在地） 氏名（名称） 電話・FAX番号 代表者職氏名 | （自署） |

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 次に掲げるいずれかに該当するものをいう。
 - ア 暴力団員が役員（法第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）となり、又は実質的に経営に関与している事業者
 - イ 暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している事業者
 - ウ 次に掲げる行為をした事業者（事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者）
 - (ア) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為
 - (イ) 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為
 - (ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為
 - エ アからウまでに掲げるいずれかに該当するものであることを知りながら、これを利用している事業者
- (4) 関係機関等 法第32条の3第1項の規定により兵庫県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団の排除のための活動を行う機関又は団体をいう。

別記様式6（第12条第2項関係）

覚書

西宮市（以下「甲」という。）と【名称】（以下「乙」という。）とは、官民協働による「西宮市ハローごみ」共同発行事業に関する実施要領（以下「要領」という。）第12条第2項の規定により、次のとおり覚書を締結する。

1. 甲は、乙に対し要領第12条第1項の規定による支払いをするときは、当該支払金額から要領第10条第2項の規定により乙が甲に支払う金額を差し引いて支払うものとする。

官民協働による「西宮市ハローごみ」共同発行事業に関する実施要領（一部抜粋）

（広告収入）

第10条 前条第2項により募集した広告による収入（以下「広告収入」という）は、共同発行事業者に属するものとする。

2 共同発行事業者は、あらかじめ提案した広告収入額を市に支払うものとする。

3 省略

（編集及び発行に係る費用）

第12条 市は、ハローごみの編集及び発行に係る費用を負担し、共同発行事業者に支払うものとする。

2 市は、市と共同発行事業者の双方の合意があるときは覚書（別記様式6）を取り交わし、前項の支払い額から第10条第2項の広告収入額を差し引いた額を支払うことができるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

年　　月　　日

甲　　西宮市六湛寺町10番3号

西宮市長　石井登志郎

乙　　【所在地】

【名称、代表者氏名、印】